



第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第3章 計画の基本方針

第1章 計画策定にあたって



1. 計画策定の趣旨・背景

我が国の障がい者福祉施策においては、障がいのある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、あらゆる取組が進められてきました。平成 23 年から平成 25 年にかけて、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」の施行、「障害者総合支援法」の改正等が行われ、平成 26 年 1 月、平成 18 年に国際連合が採択した「障害者権利条約」の同条約を批准することとなりました。その後も、「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正及び「発達障害者支援法」の改正が行われるなど、障がいのある人を支援するための法律や制度の整備等が進められてきました。

平成 30 年 4 月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、障がいのある人自身が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用等を促進するための見直しが行われました。また、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村における障がい児福祉計画の策定が義務付けられています。

平成 30 年 6 月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和元年には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、令和 3 年 3 月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和 4 年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。障がいの有無等に関わらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインのまちづくりの推進等により、共生社会を実現し、障がいのある人の活躍の機会を増やすことがめざされています。

栗東市（以下、「本市」という）では、令和 3 年に「第 3 期栗東市障がい者基本計画」「第 6 期栗東市障がい福祉計画」「第 2 期栗東市障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このたび、「第 6 期栗東市障がい福祉計画」「第 2 期栗東市障がい児福祉計画」が、計画期間の満了を迎えることから、国の動向や、これまでの本市の障がい者福祉施策の実施状況、本市の障がいのある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、「第 3 期栗東市障がい者基本計画」との整合を図りつつ、「第 7 期栗東市障がい福祉計画」「第 3 期栗東市障がい児福祉計画」（以下、本計画という）を策定します。

◆近年の障がい者施策にかかわる主な関連法令、計画策定の動向

年	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取組の義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障がい児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

2. 計画推進にあたり踏まえるべき事項

(1) ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョン

すべての人が障がいの有無に関わらず、自分らしい生活を送ることができ（ノーマライゼーション）、かつすべての人が排除されことなく包摂される社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を基本的な視点として定め、障がい者施策を推進していくことが求められています。

(2) 地域共生社会の実現

国は、平成 28 年に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』を設置し、その中で制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」等という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体等が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野等を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざすことを示しました。

「地域共生社会」とは、高齢者や障がいのある人、子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことをめざすものです。「地域共生社会」の実現に向け、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりが求められています。

(3) 「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択され、平成 28 年から令和 12 年の 15 年間で達成するために掲げられた国際目標です。「だれ一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、障がい者福祉に関する目標としては「不平等」(差別解消)や「教育」(インクルーシブ教育)、「経済成長と雇用」(障がい者の雇用)等が挙げられています。

本市においても、「だれ一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、安心して暮らせるまちづくりを協働で進める必要があります。



3. 計画の位置づけ

(1)法令等の根拠

◆第3期栗東市障がい者基本計画◆

「第3期栗東市障がい者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標等を定めた計画です。

障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◆第7期栗東市障がい福祉計画・第3期栗東市障がい児福祉計画◆

「第7期栗東市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「第3期栗東市障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制等の確保に係る目標や、各年度における障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第33条の20第1項

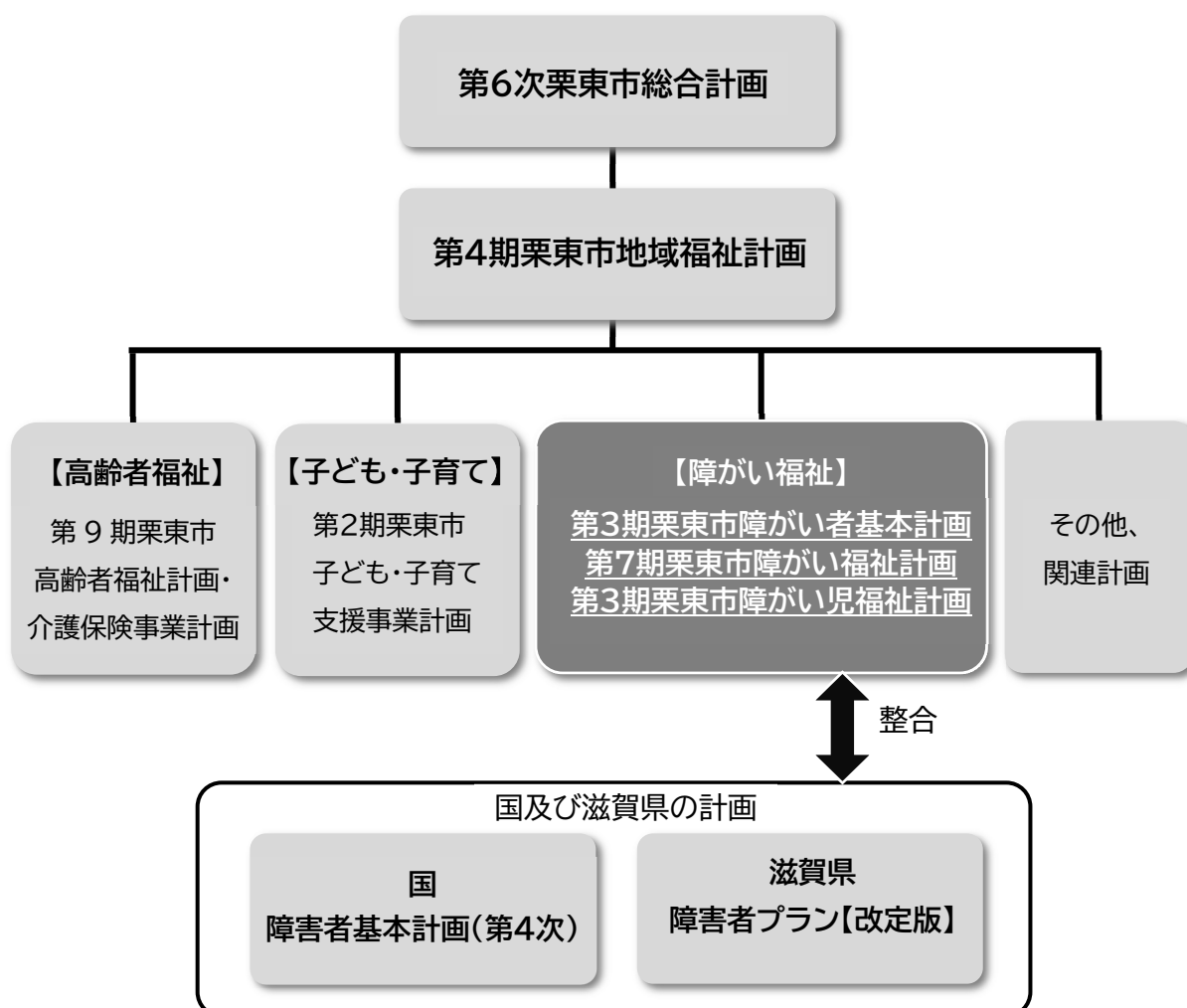
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2)他計画との整合

本計画は、本市のまちづくりの基本方針である「栗東市総合計画」を最上位計画とします。また、福祉分野の上位計画である「栗東市地域福祉計画」を踏まえた計画として、これらの上位計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。なお、今後の障がい者施策を効果的に進められるよう、障がい者施策の基本理念や方針を定めた「第3期栗東市障がい者基本計画」との整合性を図りながら「第7期栗東市障がい福祉計画」と「第3期栗東市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

また、国の「障害者基本計画」や滋賀県の「滋賀県障害者プラン【改定版】」等、国・県の関連計画との整合性を図るものとします。

◆他計画との整合性



4. 計画の期間

「第3期栗東市障がい者基本計画」の期間は、令和3年度を初年度とし、令和8年度までの6か年の計画です。

「第7期栗東市障がい福祉計画（第3期栗東市障がい児福祉計画含む）」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間として作成します。

ただし、計画期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

◆計画の期間

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者基本計画	第3期計画					
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画		

5. 計画策定の経過

(1) アンケート調査等の実施

◆障害者手帳所持者等対象アンケート調査◆

障がい者等の実態や意向等を把握するために障害者手帳所持者等に対してアンケート調査を実施しました。

◆障がい福祉サービス事業所アンケート調査◆

障がい者等の実態や意向等を把握するために、障がい者に関する事業所に対してアンケート調査を実施しました。

(2) 栗東市障がい福祉計画等策定委員会での審議

学識経験者、福祉団体関係者、保健医療関係者、障がい者団体関係者、行政関係者等で構成する「栗東市障がい福祉計画等策定委員会」（以下「策定委員会」という。）において審議し、その意見を踏まえ策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

策定委員会で検討された計画案を公表し、広く意見を聴取するため「パブリックコメント」を実施しました。

6. 計画の推進と進行管理

(1) 庁内の連携体制

障がい者施策の推進については、福祉の他にも、教育、就労、保健・医療、都市計画等の各分野における全庁的な取組が必要となってきます。庁内各課の連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

(2) 県、近隣自治体及び関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、県に協力を呼びかけ、施策の総合的な展開に努めるとともに、近隣自治体と合同で進めることがふさわしい施策については、協力しながら施策を推進していきます。さらに、障がい福祉サービス事業所をはじめとする関係機関とも連携しながら障がい者施策を推進していきます。

(3) 進捗状況の管理

市としての確に進行管理を行うとともに、計画の推進においては、毎年、「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会」において、計画の進捗状況やサービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施し、「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。

